

2018 年度春季大会報告要旨

「滿洲の記憶」研究会は、2018 年 7 月 15 日に研究報告の場として、2018 年度春季大会を一橋大学国立キャンパスにて開催した。今回は、林志宏氏と西井麻里奈氏による研究報告であった。当大会では約 30 名の方々に参加していただいた。2

第 1 報告

林志宏（中央研究院近代史研究所）「大同學院——歴史、同窓会及其記憶」

大同學院出現於歷史上的滿洲國時期。它直屬國務院管轄，目的是「養成訓練官公吏或將為官公吏者之所」，共分為三部。院生來源包括來自日、滿各地，還有日本帝國殖民地的青年，以及比例上甚少的白俄人。各項課程中，值得注意的是「見學旅行」，畢業前夕到各地行政機構從事實務，然後完成報告書。1933 年出版的《滿洲國各縣視察報告》，即是例證；也樹立了日後縣政調查的模式，讓大同學院院生成為參事官之前，具有地方調查工作的經驗。

一九四五年八月一五日的日本敗戰，許多在「外地」的日本國民紛紛遣返回國，曾參與大同學院課程訓練的日本院生，於是組織同窓會。大同學院同窓會最初因戰後慰靈活動而開啟，主要工作項目有：(1)

部にわたる報告に対して、多数の示唆に富むコメントをいただき、興味深い議論が展開されるなど、所期の目的を達成できた。なお、日本語以外での報告の要旨は、発表時に使用された言語で掲載する。

遺族の救済及補助；(2) 確認抑留在「中共」及蘇聯的大同學院日本院生；(3) 整理、保存相關資料；(4) 設法聯絡其他地區的大同學院院生。隨著日本的政治和社會日益穩定，同窓會也朝向制度化發展，像建立會館、以家族形式進行聯誼活動等。一九六〇年代末到一九七〇年代，東亞政局波濤洶湧，包括中國掀起無產階級文化大革命、日本發生「東大安田講堂事件」、美國醞釀親中外交、中華民國正式退出聯合國、日台斷交及日中兩國外交正常化等。如此國際情勢的變化，大同學院同窓會也因應時代腳步而改變，扮演「民間外交」的渠道，褪去「反共」色彩。

除了組織團體延續既有的人脈外，同窓會還嘗試喚起「滿洲情懷」，形塑集體認同。主要由每個人針對滿洲國時發生的各種經驗，以文字紀錄下來，反覆挖掘「個人記憶」形成共同的價值觀。換句話說，這一

套敘事模式是參與者相互「創造」出來的，有意識地連結了過去和現在的關係。「個人經驗」和「記憶」邁向最高峰的時刻，是為了慶祝大同學院創立三十週年，同窗會打算編寫一部大同學院院史。一九六六年十一月刊行《大いなる哉満洲》，就是集大成的產物。這些「記憶」內容，不僅成為他們對自己人生道路的定位，也是向外駁斥、發聲的唯一管道。接下來《碧空綠野三千里》、《東天紅を告ぐ》、《天翔るべき》等作品，都肩負起個人回憶過去與聯繫現

在的功能。除了文字描述以外，也有著眼於以視覺圖像為主的文獻。後來隨著大同學院同窗會活動事業的發展，「記憶」還擴張到日本院生以外的群體。

大同學院固然是帝國日本殖民滿洲的一顆棋子，但究其真正精神，還在如何認識中國（大陸）地方基層社會。如此精神戰後仍被承繼下來。當一九七〇年代日中兩國關係日益正常化時，「如何認識中國」也成為同窗會成員共同關心的命題。

第2報告

西井麻里奈（日本學術振興會特別研究員PD）「広島・「復興」の戦後史—生活再建の語りに見る、場所の論理と空間の論理—」

戦後広島の復興については、これまで都市計画学・建築学研究（石丸 1988 等）や戦争記憶研究（福岡 2015）のなかで検討されてきた。それに対し、本報告では住民がその復興をいかに経験したのかに注目し、戦災復興土地区画整理事業（以下、区画整理）のなかで住民が行政に提出した事業への異議申立の陳情書を主な資料として考察した。住民との利害・感情のコンフリクトが生じる現場として、復興を再検討するためである。

まずマクロな視点として、広島での復興事業の展開とその特徴を指摘した。特別都市計画法の下での具体的な戦災復興事業は、被爆から約 1 年後に開始され、

原爆被害により財政的根拠が失われた広島では、国からの補助を求めて運動が展開された。1949 年に制定された広島平和記念都市建設法により、一定期間の高率国庫補助を受けることが可能になったが、ドッジ・プランのもと戦災復興事業全体が縮小され、補助対象事業も減少した。この時、平和記念公園等の「平和記念施設」の建設は、引続き国庫補助を受けることとなり、住宅事情も厳しい当時として不急と感じられていた記念空間の建設が、限られた年限で急速に進められるという歪みも生じた。

他方で、住民が生活再建の場所を求める陳情に目を向けると、こうした事業との衝突の具体像が浮かび上がるとともに、時期による陳情内容や陳情主体の変化も見えてきた。本報告では陳情事例を紹介しつつ、1940～50 年代初頭の陳情書と、それ以降の陳情書との性格の違いに注目

した。前者では、陳情者は旧来の土地・住居の権利者が中心である。主たる要求内容も換地変更や生業に適した土地を求めるもの等であり、社会的地位の強弱、財産、利害、家族・近隣関係の問題が複雑に絡みあった問題も見られた。後者では、陳情主体は前者と重なりつつも、不法占拠者による陳情が増加した。ここでは、復興をめぐる住民—行政間の対立だけでなく、住民間で生活再建レベルの格差が顕在化しており、報告全体を通じて「復

興」を実感しうる社会状況・景観との視覚的落差が時間とともに明確になっていく様を明らかにした。

参考文献

石丸紀興「「広島平和記念都市建設法」の制定過程とその特質」、『広島市公文書館紀要』、11号、1988年。

福間良明『戦跡の戦後史　せめぎあう遺構とモニュメント』岩波書店、2015年。